

令和 8 年 9 月 8 日付け大分市公告第 503 号「都市計画道路松原国宗線(仮称)新中島橋橋梁上部工工事」について、次のように訂正する。

令和 8 年 9 月 15 日

大分市長 足立 信也

2 競争参加資格 (2)構成員の資格要件 II各構成員 代表構成員の⑩その他事項中 「自社工場(自社が保有する鋼橋上部工製作工場)を保有する者であること。」を「自社工場(自社が保有する鋼橋上部工製作工場)を保有し、自社工場で本工事の桁製作を行う者であること。」に改める。

なお、訂正後の公告は別紙のとおり。

【新旧対照表】 訂正箇所

新	旧
・自社工場(自社が保有する鋼橋上部工製作工場)を保有し、自社工場で本工事の桁製作を行う者であること。なお、「自社が保有する」とは以下の全てに該当する者に限る。 ア 製作工場(一定の区画)について、単一の企業が運営していること。 イ 継続的に工場を保有していること(工事期間中のみの賃貸借契約は継続的とみなさない。) ウ 企業自らが製品管理や作業全般の工程管理等に対して実質的に関与していること。	・自社工場(自社が保有する鋼橋上部工製作工場)を保有する者であること。なお、「自社が保有する」とは以下の全てに該当する者に限る。 ア 製作工場(一定の区画)について、単一の企業が運営していること。 イ 継続的に工場を保有していること(工事期間中のみの賃貸借契約は継続的とみなさない。) ウ 企業自らが製品管理や作業全般の工程管理等に対して実質的に関与していること。